

重要事項説明書（地域密着型通所介護）

1. 有限会社 ひまわり介護の会社概要

名称	有限会社 ひまわり介護
代表者役職・氏名	代表取締役 茂木 義雄
本社所在地	神奈川県横浜市神奈川区上反町 1-11-7
電話番号・FAX 番号	TEL 045-412-6130 FAX045-412-6131
事業内容等	訪問介護、介護予防訪問介護、中途障がい者グループホーム、障がい者総合支援法サービス 居宅介護支援

(1) 社名の由来

社名の「ひまわり」の花言葉は、「献身」です。当社のモットーは、「笑顔とまごころのあふれるサービス」で、お客様の立場に立って献身的なサービスを行いたいと心がけています。

(2) 事業運営の方針

有限会社ひまわり介護は、要介護状態になられたお客様が、永く住み慣れた地域社会で安心かつ安全に自立した生活が送れるよう心がけております。

また、介護サービスのプロフェッショナルであり続けたいと考え、社員従業員一同、日々研鑽に努めております。

そして、地域の皆様から信頼され、気軽に介護サービスを利用していただける親しみやすい会社を目指しております。

(3) 当社の経営理念

「心こそ大切」：すべての人の人間性を尊重し、献身的な思いやりのある介護を目指します。

サービス利用のための事前情報

項目	有無/可否	備考
社員・従業員研修の有無	○ 有	定期的に従業員研修を実施しています。
個人情報管理	○ 有	お客様の個人情報は厳重に管理し、ご本人の求めがあれば、開示します。

2. 通所介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービス ひまわりの家
所在地	横浜市神奈川区上反町 1-11-7
介護保険指定番号	通所介護（横浜市 1470201342号）
サービス提供地域	神奈川区・西区・保土ヶ谷区・鶴見区・港北区の区域。 ただし、保土ヶ谷区・鶴見区・港北区は以下の一部地域とします。 保土ヶ谷区＝岩井町、瀬戸ヶ谷町、霞台、月見台、西久保町、岩崎町、天王町、神戸町、桜ヶ丘、星川、明神台、花見台、宮田町、峰岡町、川辺町、和田、鎌谷町、岡沢町、常盤台、峰沢町、釜台町、上星川、坂本町、岩間町、帷子町 鶴見区＝生麦、大黒町、小野町、下野谷町、汐入町、弁天町、仲通、朝日町、潮田町、本町通、向井町、鶴見中央、浜町、平安町、

サービス提供地域	岸谷、東寺尾東台、東寺尾中台、鶴見、豊岡町、寺谷、東寺尾、馬場、東寺尾北台、北寺尾、獅子ヶ谷、上の宮、諏訪坂 港北区＝仲手原、篠原台町、篠原西町、篠原東、篠原町、岸根町、菊名、富士塚、錦が丘、篠原北、大豆戸町、新横浜
----------	---

* 上記地域以外に在住の方でもサービス提供をご希望の場合は、ご相談下さい。

(2) 同事業の職員体制

令和元年10月1日現在

職種	取得資格	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	介護福祉士	-	1名	-	-
生活相談員		1名	1名	-	
事務職員		-	1名	-	-
看護職員		-	-	-	3名
機能訓練指導員		-	-	2名-	3名
調理職員		-	1名	-	1名
介護職員	介護福祉士	1名-	1名	-	1名
	実務者・基礎研修	-	2名	-	-
	ヘルパー2級 初任者研修	-		-	1名

(3) サービスの提供時間帯

月～土	通常時間帯 9:30～16:30
-----	------------------

* 事業所の電話受付時間（営業時間）は、月曜日～土曜日 8:30～18:30 となっております。サービス提供時間帯とは、異なりますので、ご注意下さい。

3. サービス内容

- (1) 「地域通所介護」とは、当社が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活の上の世話、並びに機能訓練を行うサービスで、少人数（利用定員18人以下）で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保等の観点から、平成28年4月1日より、今までの「通所介護」から「地域通所介護」へと移行いたしました。
- (2) サービス提供に際しては、別添の「地域通所介護計画書」に沿って計画的に行います。
- (3) サービス内容の詳細については、生活相談員等が、お客様のご希望を確認した上で決定致します。

4. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供時には、あらかじめ定めた「地域通所介護記録書」にサービスの提供内容等について、サービス提供担当者（通所介護員等）が必要事項を記入し、お客様の確認を受けます。
- (2) 当社は、一定期間ごとに「地域通所介護計画書」に基づいて、サービス提供の状況や介護目標達成度合いの状況等について、生活相談員がお客様宅を訪問し確認します。その結果を書面し、お客様に説明の上、交付します。

- (3) 当社は、前記の「地域通所介護記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、お客様の求めに応じて閲覧に供し、その写しを交付致します。

5. お客様負担金（利用者負担金）

(1) 利用料

介護保険による給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、年間所得額により基本料金の1割、2割または3割となります。負担割合は介護保険証に記載されます。この金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用については全額が自己負担となります。

また、要介護認定区分が「自立」と判定された方など何らかの理由で介護保険の給付を受けない方については、サービス利用が全額自己負担となります。

<利用者負担算出方法>

地域単価（横浜市 10.72）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×負担割合（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

① 基本報酬

地域区分単価（2級地）10.72円

提供時間帯	介護度	単位数	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	416	¥446	¥892	¥1,338
	要介護2	478	¥513	¥1,025	¥1,538
	要介護3	540	¥579	¥1,158	¥1,737
	要介護4	600	¥644	¥1,287	¥1,930
	要介護5	663	¥711	¥1,422	¥2,133
4時間以上 5時間未満	要介護1	436	¥468	¥935	¥1,402
	要介護2	501	¥537	¥1,074	¥1,611
	要介護3	566	¥607	¥1,214	¥1,821
	要介護4	629	¥675	¥1,349	¥2,023
	要介護5	695	¥745	¥1,490	¥2,235
5時間以上 6時間未満	要介護1	657	¥705	¥1,409	¥2,113
	要介護2	776	¥832	¥1,664	¥2,496
	要介護3	896	¥961	¥1,921	¥2,882
	要介護4	1,013	¥1,086	¥2,172	¥3,258
	要介護5	1,134	¥1,216	¥2,432	¥3,647
6時間以上 7時間未満	要介護1	678	¥727	¥1,454	¥2,181
	要介護2	801	¥859	¥1,718	¥2,576
	要介護3	925	¥992	¥1,984	¥2,975
	要介護4	1,049	¥1,125	¥2,249	¥3,374
	要介護5	1,172	¥1,257	¥2,513	¥3,769
7時間以上 8時間未満	要介護1	753	¥808	¥1,615	¥2,422
	要介護2	890	¥954	¥1,908	¥2,862
	要介護3	1,032	¥1,107	¥2,213	¥3,319
	要介護4	1,172	¥1,257	¥2,513	¥3,769
	要介護5	1,312	¥1,407	¥2,813	¥4,220

（令和6年4月1日より）

② 加算等

加算名称	単位数	ご利用者様負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
入浴介助加算（Ⅰ）	40	¥43	¥86	¥129	1日につき
個別機能訓練加算（Ⅰ）口	76	¥82	¥163	¥245	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	¥20	¥39	¥58	1日につき
介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ）	(介護報酬総単位数※1×11.5%) ※2×10.72				

(介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 令和8年6月1日より)

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※利用者負担額欄は負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

小数点以下切り捨てるため、1ヶ月合計単位数で計算した場合、多少誤差が出ます。

※地域通所介護合計単位数＝地域通所介護＋各種加算減算

③運営基準で定められた「その他の費用」（利用者負担10割分）

① 通常の送迎の実施地域を越える場合の交通費	通常の送迎の実施地域を越えた地点より 片道1km当たり30円	
② 食事代+おやつ代の食材費	1食（朝食）500円 1食（昼食）750円 1食（夕食）800円 1食（おやつ）150円	食事・おやつを食べた場合
③ 衛生費	1枚（パッド）70円 1枚（安心シート）130円 1枚（リハパン）100円 1枚（オムツ）50円	当社のものを使用した場合
④ 時間外サービス	1時間500円 2時間1000円	ご希望の場合

(2) 利用料等の支払方法

お客様は下記の支払方法からいずれかひとつを選択し、当月1日から末日までの合計額を、その選択した支払方法にて利用者負担金をお支払いいただきます。

①現金集金

当社事業所管理者または生活相談員が、お客様宅を訪問し、当月料金の合計額を翌月末までに集金させていただきます。

②郵便貯金口座引落

事前に郵便貯金口座の自動引落の手続をされたお客様は、当月料金の合計額を翌月20日にご指定の口座より自動引落によるお支払いとなります。

③銀行預金口座引落

事前に銀行預金口座の自動引落の手続をされたお客様は、当月料金の合計額を翌々月27日にご指定の口座より自動引落によるお支払いとなります。

6. キャンセル

(1) サービス中止の連絡先

お客様のご都合により、予定しているサービスを中止する際は、お手数ですが、すみやかに下記の連絡先までご連絡下さい。

連絡先 サービス管理者 茂木 光代
電話番号 090-6499-0159

緊急時連絡担当者 茂木 義雄
電話番号 090-1790-0413

(2) キャンセル料について

お客様のご都合により、予定しているサービスを中止する際は、できるだけサービス利用日の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、下記のキャンセル料を申し受けることとなりますので、あらかじめご了承下さい。

キャンセルの連絡時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日の営業日 ・営業時間内まで	無 料	サービス提供日が月曜日の場合は、土曜日の営業時間内までにご連絡下さい。
サービス利用当日	1,500円	
キャンセルのご連絡がないままサービス提供にお伺いした場合	3,000円	

7. その他サービス提供に関わる注意事項

(1) 金銭取扱い

通所介護員は、年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

(2) 医療行為の禁止

通所介護員は、医療行為はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

(3) 贈答、もてなしの禁止

通所介護員等に対する贈答や飲食のもてなしは、介護保険法上、違法行為となることもありますので、遠慮させていただきます。

(4) 「入浴可否意見書」の用意

入浴の介助等のサービスについては、かかりつけ医（主治医）の「入浴可否意見書」をご用意いただきます。

(5) 通所介護員等の個人情報

個人情報保護法上、通所介護員等の住所、電話番号等の個人情報につきましては、お客様にお知らせしていませんので、あらかじめご了承下さい。

なお、サービス等に関するご相談、お問い合わせの場合は、「生活相談員等」をご参照下さい。

8. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様及びそのご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報の収集は、介護関係ならびに関連事業のサービス提供前に利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- (2) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (3) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

<同意をいただく必要がある個人情報の利用目的の範囲について>

1. 有限会社ひまわり介護が、介護サービスを利用されるお客様からの依頼に基づいた各種サービスを提供するための利用。
2. 提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務に関する利用。
3. サービス提供に係わる、事業所等の管理運営業務に基づいた利用。
4. お客様からの依頼に基づいた適正な居宅サービスを提供するための、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議）、照会への回答。

5. お客様からの依頼による住宅改修工事・福祉用具貸与のための委託業者との連携。
6. お客様の家族への心身の状況説明。緊急を要する場合の医師への連絡。
7. お客様本人に対して、当社からの商品・サービス等のご案内をするための利用。
8. 当社からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための利用。
9. お客様に対してより良いサービスを提供するための、当社各事業における検討の際の利用。
10. 行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務づけられている事項に対する利用。
11. その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿う利用。

1 1. 緊急時の対応方法

当社の通所介護員等が問う事業所でサービス提供中にご本人の容態等に変化があった場合は、事前のお打ち合わせにより、提携医療機関、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等への連絡を致します。

主治医	主治医氏名		
	連絡先	045-	病院 科
ご家族	氏名（続柄）		()
	連絡先		

1 2. 事故発生時の対応方法

- (1) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 3. ハラスメント防止について

当事業所は、職員が安心・安全に働くことができるような環境を整えるためハラスメント対応窓口を設置し、全社として取り組んでおります。

- (1) 基本方針を決定し周知しています。
- (2) マニュアルを作成し共有しています。
- (3) 相談しやすい職場環境づくり、相談窓口を設置しています。
ハラスメントに関する責任者 管理者 茂木光代
- (4) 介護サービスの目的及び範囲等についての理解と統一をしています。
- (5) ご利用者、ご家族への周知をします。
- (6) 発生した場合の対応方法、ケアについて体制を構築しています。

令和 年 月 日

地域通所介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して、本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

(会社名) 〒221-0831 横浜市神奈川区上反町 1-11-7
 事業所名 有限会社 ひまわり介護
 代表取締役 茂木 義雄 (印)
 説明者

私は、本書面により、有限会社 ひまわり介護から地域通所介護サービスについての重要事項説明書の説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、文書により同意した上で交付を受けました。

令和 年 月 日

(お客様)利用者 <住所> _____

<氏名> _____ 印

(代理人・ご家族・その他) ※該当する項目に○を付けてください。

<お客様(利用者)とのご関係> _____

<住所> _____

<氏名> _____ 印

注意事項：サービスを利用されるお客様(利用者)が認知症と診断されている場合は、法的に契約当事者として認められませんので、成年後見人等による代理人が必要になります。

また、認知症と診断されていない場合でも、著しく判断力が低下していると認められる方につきましてもご家族等が代理人となられるようお願い致します。